

No	質問内容	回答
1	公募期間は？（受付締切のスケジュール）	<p>公募開始 : 2020年 4月 28日（火）</p> <p>第1回受付締切: 2020年 5月 15日（金）【郵送：必着】※締め切りました。</p> <p>第2回受付締切: 2020年 6月 5日（金）【郵送：必着】※締め切りました。</p> <p>第3回受付締切: 2020年 8月 7日（金）【郵送：必着】</p> <p>第4回受付締切: 2020年 10月 2日（金）【郵送：必着】</p>
2	事業実施期間・期限・実績報告書提出期限は？	<p>第1回受付締切分：事業実施期間：2020年2月18日～2021年 1月31日（日） 実績報告書提出期限：2021年 2月10日（水）</p> <p>第2回受付締切分：事業実施期間：2020年2月18日～2021年 3月31日（水） 実績報告書提出期限：2021年 4月10日（土）</p> <p>第3回受付締切分：事業実施期間：2020年2月18日～2021年 5月31日（月） 実績報告書提出期限：2021年 6月10日（木）</p> <p>第4回受付締切分：事業実施期間：2020年2月18日～2021年 7月31日（土） 実績報告書提出期限：2021年 8月10日（火）</p>
3	採択発表はいつでしょうか？	<p>第1回受付締切：2020年 5月29日（金）</p> <p>第2回受付締切：2020年 8月頃予定</p>
4	交付決定はいつごろになりますか？	<p>採択発表後、補助事業計画書の経費明細記載の内容や交付申請額を確認・精査のうえ、必要あれば修正いただいて整ったものから、順次交付決定を出します。</p>

No	質問内容	回答
5	<p>交付決定通知書が届きました。今後の流れについて教えてほしい。</p>	<p>交付決定通知書を受領されたということであれば補助事業を開始していただけます。お送りした手引きをお読みいただいたうえで補助事業を進めていただきますようお願いいたします。補助事業が完了しましたら実績報告書類を揃えていただきお送りください。お送りいただいた書類を確認し、問題がなければ補助金額の確定通知書をお送りします。確定通知書と一緒に精算払い請求書もお送りしますので補助金を受け取りになる口座情報等を記載いただき、その他必要書類を添付しこちらに返送いただきます。その後通常であれば1か月から2か月ほどで補助金が支払われます。</p>
6	<p>申請の手続き（流れ）について教えてください。</p>	<p>公募要領をご覧くださいながら、経営計画書・計画の内容を作成いただき、締切までにその他、必要書類を揃えて私どもにお送りください。</p>
7	<p>事業所は商工会地区の管轄にあるが商工会議所で申請したい。どうすればいいか？</p>	<p>商工会地区の事業者さまは商工会地区で申請をお願いします。</p>
8	<p>商工会地区で事業を営んでいる。商工会地区の補助金の申請はどうしたらいいか？</p>	<p>会議所ではなく管轄の商工会（連合会）へお問い合わせください。</p>

No	質問内容	回答
9	申請時の提出書類はなんですか？	<p>必須1：様式1-1： 小規模事業者持続化補助金に係る申請書 ※共同申請の場合は様式1-2 必須2：様式2： 経営計画書 ※共同申請は様式2-2も提出 必須3：様式4： 補助金交付申請書 必須4：電子媒体： 様式1、2、4のデータをいれたもの。 任意：様式3： 支援機関確認書(様式2を提出後、地域の商工会議所が発行)</p> <p>・法人（特定非営利時活動法人を除く） 直近1期分の【貸借対照表】と【損益計算書】 ※損益計算書が無い場合は確定申告書と別表4（所得の簡易計算）を提出 なお、決算期を一度も迎えていない場合は不要 ※共同申請の場合は各社の証明書を提出すること。</p> <p>・個人：【直近の確定申告書 第1表、第2表、収支内訳書または所得税青色申告決算書】 なお、開業してから一度も決算を迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出すること。</p> <p>・特定非営利活動法人 直近1期分の貸借対照表と活動計算書 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 法人税確定申告書（表紙および別紙4（所得の簡易計算））</p>
10	これから申請するのだが、個人事業主から法人化して間もない為、決算期を迎えていない。この場合、貸借対照表等の提出ができないが、個人事業主であった時の決算書を提出するのか？	過去、個人事業主であっても、法人になって一度も決算期を迎えていない場合は、貸借対照表等の提出は不要です。
11	収入0円のため税務署に確定申告をしていない。市県民税申告書を提出の際、損益計算書、減価償却証明・棚卸の明細等を添付している。その時の控えは代わりにならないのか。	確定申告書は所得税がたとえ0円でも、この補助金を申請したい商工業者の方ならお出ししていただかなければいけません。「確定申告をできる人」＝「商売を営んでいる人」と事務局では認識しており、確定申告書を出せないと、現在休業しており、商業を営んでいないとみなさざるを得ません。※市民税の証明書では代用できません。国の補助金（税金）なので、国税の申告書が必要となります。
12	様式2に記載する法人番号はどの番号を記入すればいいでしょうか？	国税庁のホームページから検索できますのでご確認をお願いします。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
13	申請時に見積書の提出は必要か？	申請時には必要ではありません。（事業実施後の実績報告時に提出が必要な場合があります。）

No	質問内容	回答
14	必須書類はすべてお送りしないとけないでしょうか？	必ず提出をお願いします。提出がないと、審査が実施できません。
15	電子媒体については、スキャンで構わないか？	できれば、パソコンで打ち込んでいただきたいのですが、スキャンでPDF化してお送りいただいても結構です。
16	電子媒体の電子データはPDFファイルで送らなければいけないのか？	特段の指定はございません。作成したワードのファイルをそのまま保存いただいて結構です。PDFファイル形式でも受け付けています。
17	電子媒体の提出がない場合はどうなるのか？	公募要領に記載のとおり、電子媒体に保存いただいたデータをもとに、採択審査を実施しますので、電子媒体の送付がない場合は、採択審査ができません。
18	確定申告書には、税務署印が押されていない。この場合はどうすべきか？	その場合には、公募要領にあるとおり、確定申告書とあわせて、税務署が発行する、納税証明書（その2所得金額の証明書）を追加でお送りいただきます。
19	電子申告（e-tax）を利用しているので、税務署受付印がない。この場合はどうすべきか？	この場合には、「電子申告した申告書およびメール詳細（受信通知）を印刷したもの」をご提出ください。
20	自分が免税事業者・簡易課税事業者・課税事業者のどれに該当するかわからない。	大変申し訳ございませんがこちらは補助金の事務局でございますのでお答えが出来かねます。そのようなご質問については税理士さんか税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
21	本補助金に応募したいのだが、どこの商工会議所に行けばよいのか？	どこに商工会議所があるかについては、私どもの持続化補助金のウェブサイト上に、全国の商工会議所の検索ページがありますので、そちらをご覧くださいと思います。 https://www5.cin.or.jp/ccilist ※なお、対応を完全予約制にしたり、ウェブで行っている商工会議所があります。各商工会議所のホームページをご確認ください。
22	日本国籍の者でないと、応募はできないのか？	事業所代表者の国籍による応募制限はありません。日本国内の商工会議所地区で営業している小規模事業者の方なら応募できます。
23	各種士業法人（特許業務法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人）は、申請できるか？	会社(法人)とみなされ、申請できます。
24	映画監督家業、演出家業、作曲家業、声楽家業、ピアニスト業、美術家及びポスター画家業は、申請できるか？	このような芸術家は商工業者とはみなされず、申請できません。
25	私立学校法上その設立に当たり所轄庁の認可を必要とする学校法人及び私立各種学校の設置を目的とする法人は、申請できるか？	私立学校法上の規制の下に置かれており、商工業者とはみなされず、申請できません。
26	有料老人ホーム、在宅介護サービス、無認可保育所（ベビーホテル等含む）は、申請できるか？	申請できます。

No	質問内容	回答
27	様式1の右上の日付は、いつを記入すればよいのか？	応募書類一式を送付する日をご記入いただきます。
28	印鑑は、どのような印を押印すればよいのか？	代表者印（なければ代表者の個人印）を押印してください。
29	商工会地区の事業者と商工会議所地区の事業者が共同をするのは可能か？	可能でございます。共同の代表事業者がどちらの管轄で事業を営んでいらっしゃるかによって申請先が変わります。
30	業種分類について：自分の業種がどこに分類されるのかわからない。	業種は、日本標準産業分類ではなく、現に行っている事業の実態、または今後予定している業態によって業種を判定します。（公募要領（P22）各業種の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」として申請いただけます。
31	仮想通貨での支払は対象となるか？	なりません。
32	小切手や手形、相殺での支払は補助対象となるか？	なりません。
33	連絡担当者は、誰にすればよいのか？	補助金事務局から提出物の内容等について連絡がある際は、「連絡担当者」宛に電話をしますので、ご自分の補助事業や経費支出等についてお分かりいただける社内の方をご記載ください。
34	普通の補助金事業では、交付申請書は、採択後に事業者が送付するものだと思うが、持続化補助金では応募時に提出するのか？	そのとおりです。 持続化補助金では、交付決定通知を事務局からできるだけ早く発信できるように、応募時に「様式4、小規模事業者持続化補助金交付申請書」をお送りいただくこととなっております。
35	「2. 補助事業の開始日および完了予定日の」の「完了予定日」は、いつを記載すればよいのか？	補助事業実施期限までの日で、補助事業が完了するであろうと想定する日であればいつでも結構です。
36	事業を実施できるのは、いつからなのか？	交付決定通知書が届いた日から支出が可能となりますが、今回は2020年2月18日まで遡って対象とすることが可能です。 2020年2月18日より前の支出は、展示会出展申込みを除き、補助対象外となります。
37	見積は交付決定前でも可能か？	2020年2月18日以前でも見積もりは可能です。 ただし、発注、契約などは、展示会出展の申込みを除き、2020年2月18日以降でないと、対象にできません。
38	そもそも何が補助対象経費となるのか？	公募要領に記載された、1機械装置等費から13外注費までの経費区分に該当するものが補助対象となります。 逆に言うと、1機械装置等費から13外注費までの経費区分に該当しない経費は認められませんので、ご注意ください。
39	応募書類の郵送料はどの負担区分になるのか？	応募書類の郵送料は補助対象経費とはなりません。自己負担でお願いします。

No	質問内容	回答
40	勉強会・セミナー参加費は補助対象として認められるか？	認められません。
41	海外での事業は対象となるのか？	海外市場を開拓する事業であれば、対象となり得ます。